

全国民生委員互助共励事業運営要綱 新様式の主な変更点について

1. 互助様式第2号（給付金申請書）

これまで、会員または会員の遺族からの給付申請の受付及び会員または遺族への給付について、その業務を市区町村社協にお願いしていたが、互助事業取扱要領の変更により、市区町村の実状によって市区町村社協もしくは市区町村民児協にお願いすることとした。それに伴い、様式中の団体に係る標記を「社協」から「社協等」に変更するなどの点。

この点については、第2号様式のみならず、他の様式についても同様。

2. 互助様式第4号（公務傷害・公務疾病状況説明書）

「全治期間」記入欄を、全治期間・入院期間が明確に分かるよう改めた。

3. 互助様式第5号（一般死亡確認書）

給付の可否の判断等において不要なため、またプライバシー保護の観点から、「死因」の欄を削除した。

4. 互助様式第6号（配偶者死亡確認書）

上記「互助様式第5号」に同じ。

5. 互助様式第7号（一般傷病確認書）

給付金額の判断において不要であるため、「全治期間」欄における「入院」及び「通院」期間を記入する欄を削除した。

6. 互助様式第9～12号

取扱団体名を「市区町村社協等」「県社協等」と改めた。

第12号様式については、欄外の「記入上の注意」を分かりやすいよう具体的な表現に改めた。

7. 指定民児協様式第1号（実施計画書）

「活動の実施計画」欄の項目の表記を、記入しやすいよう、具体的な表現に改めた。

8. 指定民児協様式第2号（実施報告書）

第1号様式（実施計画書）との重複項目を削除し、簡素化した。

また、「活動の実施状況」欄の項目の表記を、記入しやすいよう、具体的な表現に改めた。

欄外の「注」において、「3. また、実施した活動に関わる資料や写真あるいはレポート等を、必要に応じ添付してください。全民児連の機関誌やホームページ等の広告媒体で紹介させていただくことがあります。」を追加した。